

令和8年度静岡県ひきこもり支援窓口周知事業業務委託要領（案）

静岡県を委託者とし、 を受託者として、令和8年4月 日付けで締結した令和8年度静岡県ひきこもり支援窓口周知事業業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 契約書第1条に定める委託業務の内容

受託者は次に示した業務を遂行する。なお、委託業務の遂行にあたっては、委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けるものとする。

(1) 業務内容

静岡県が設置するひきこもり支援施策等の周知を目的とし、インターネット上で「ひきこもり相談」「ひきこもり支援」「ひきこもり窓口」等のキーワードを検索した者に対する検索連動型広告の実施。

(ア) 実施期間は、原則として令和8年5月1日から令和9年3月31日までとする。

(イ) 対象地域は静岡県内のみとする。

(ウ) 検索エンジンは、PC及びスマートフォンのYahoo!・Googleとする。

(エ) 検索キーワードについては、静岡県と協議の上、決定する。

(オ) 検索キーワードごとのインプレッション数、クリック数を翌月20日までに報告すること。

(カ) 原則として、毎月以下のクリック数を最低限の達成回数として設定する。

クリック数=30回

(キ) 広告のランディングページは、「静岡県精神保健福祉センター ひきこもり支援」とする。

※静岡県 精神保健福祉センター ひきこもり支援

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/seishinhoken/1004161/1033822.html>

(2) 広告費設定額（掲載する媒体に支払う経費） 円（税抜き）

※媒体ごとの経費は、静岡県と協議の上、決定する。

(3) 業務実施にあたっての留意事項

ア 業務の細部については、別途静岡県と協議の上で決定すること。

イ 本事業実施に係る全ての成果物の著作権は静岡県に帰属すること。

第2 契約書第4条第3項に定める請求書の様式

委託費（前払金）請求書（様式第1号）

第3 契約書第6条に定める委託業務実施計画書、委託業務収支予算書の様式及び提出部数

委託業務実施計画書（様式第2号）1部

委託業務収支予算書（様式第3号） 1部

第4 契約書第8条及び第15条に定める委託業務実績報告書、委託業務収支決算書の様式及び提出部数

委託業務実績報告書（様式第4号） 1部

委託業務収支決算書（様式第5号） 1部

第5 契約書第20条に定める個人情報取扱特記事項に基づく、個人情報管理責任者報告書の様式及び提出時期並びに提出部数は、以下のとおりとする。

個人情報管理責任者報告書（様式第6号） 個人情報を取り扱う場合契約後速やかに 1部